

## 継続

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 10年(平成41年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(平成36年3月31日まで)  |

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁規発第67号  
平成31年3月28日  
警察庁交通局交通規制課長

### 都道府県における安全な道路交通環境整備の推進について

都道府県警察と道路管理者の連携による安全な道路交通環境整備の推進については、「安全な道路交通環境の整備に関する推進方針について」(平成12年3月23日付け警察庁丙規発第14号)により既に通達されたところであるが、この中で都道府県ごとに設置することとされている「都道府県道路交通環境安全推進連絡会議」(以下、「推進連絡会議」という。)の構成及び事務局について、別紙のとおり定めたので通知する。

また、「安全な道路交通環境の整備に向けた推進プログラム」については、別添の推進プログラムモデルを参考として、別紙に従い推進連絡会議において作成されたい。

なお、各都道府県道路管理者には建設省道路局関係課長から同旨の内容が通達されていることを申し添える。

#### 【継続措置状況】

初回発出日：平成12年11月16日  
(有効期間：平成31年3月31日)

## 1 推進連絡会議の設置について

### (1) 推進連絡会議の構成

推進連絡会議については、都道府県警察及び道路管理者により構成するものとする。

また、推進連絡会議を設置した上で、主要施策の実施方法等を検討するに当たって技術的な助言が必要となる場合や、主要施策の効果を評価するに当たって客観的な判断が求められる場合などに備え、推進連絡会議の下に、アドバイザー会議や道路交通環境調査委員会など専門知識を有する学識経験者等を含めた検討体制を整えておくことが望ましい。

また、推進連絡会議の設置に際しては、従来から設置されている地区合同委員会、事故多発地点対策推進協議会、コミュニティ・ゾーン対策協議会、交通安全総点検実行委員会、標識改善対策協議会等の関係する協議会等について、組織の統合・簡素化、関係機関や地域住民等の窓口の統一化を図ることが適当である。

なお、アドバイザー会議、道路交通環境調査委員会の設置については以下を参考とされたい。

#### (アドバイザー会議)

安全な道路交通環境の整備について、技術的又は客観的な視点から検討を行うことが適当である場合には、専門知識を有する学識経験者等からなるアドバイザー会議を設置することが考えられる。

委員の選定については、主要施策を実施するに当たり地域の道路交通実態を踏まえた助言を得ることが適当であることから、当該地域に在住する学識経験者等を委員に含めるなど、各都道府県の実情に合った安全な道路交通環境の整備が図られるよう留意する必要がある。

また、複数の都道府県が同一の学識経験者に対して委員の委嘱を行うこととなる場合には、同一の委員に委嘱を予定している都道府県と事前に調整するなど、その委嘱が委員にとって大きな負担とならないよう留意する必要がある。

#### (道路交通環境安全調査委員会)

重大交通事故の再発防止のためには、交通事故発生後、速やかに、学識経験者、専門家等の協力を得つつ、当該箇所の道路交通環境等の観点から事故発生要因について詳細に調査・分析し、発生要因に即した所要の対策を講じることが重要であることから、交通事故の発生要因の調査・分析、発生要因に即した道路交通環境の改善策の立案等を行う道路交通環境安全調査委員会を設置することが考えられる。

道路交通環境安全調査委員会の委員については、関係機関の職員のほか、幅広い視野から事故発生要因について分析し、その対策等について検討するため、交通工学、医学、人間工学、心理学等の専門の知識を有する学識経験者や、必要に応じて（財）交通事故総合分析センター等の研究機関職員を含める事が望ましい。

また、重大事故が発生した場合に備え、事故情報の収集・整理及び現地調査についての進め方や事故の要因分析、分析結果に基づく対策の立案・実施、広報の手順等について、あらかじめ決めておくことが望ましい。

なお、複数都道府県においてネットワークとして機能する都市高速道路等については、一般道路との道路交通環境及び事故特性の相違等にかんがみ、必要に応じて、各路線ごとの道路交通環境安全調査委員会を別途設けることも考えられる。

## (2) 推進連絡会議の事務局

推進連絡会議においては、都道府県警察と道路管理者が共同で事務局を担当することとする。

| 都道府県警察             | 道路管理者                               |
|--------------------|-------------------------------------|
| 都道府県警察本部交通部交通規制担当課 | 北海道開発局<br>各地方建設局<br>沖縄総合事務局 } 工事事務所 |

## 2 推進プログラムの作成について

推進連絡会議は、次の事項について、推進プログラムとして定めることとする。

なお、推進プログラムの作成に当たっては、各都道府県における道路交通事故の実情や安全な道路交通環境整備の推進体制等を考慮することとし、次の事項以外の事項についても定めることとして差し支えない。

### (1) 推進連絡会議の運営等に関する事項

会議の構成員、事務局及び会議開催等に係る基本的な年間スケジュール等について定めることとする。

なお、アドバイザー会議や道路交通環境安全調査委員会等を別途設置する場合には、あわせて、その構成員、事務局及び会議開催等に係る基本的な年間スケジュール等について定めておくことも考えられる。

### (2) 主要施策の実施方針に関する事項

都道府県警察と道路管理者が連携して進める安全な道路交通環境整備のための事業計画及び効果評価の取りまとめ方法について定めることとする。

#### i) 事業計画の取りまとめ

都道府県警察及び道路管理者が連携して推進する施策の決定手続及び各々の推進施策の事業箇所や事業量の総括その他事業の円滑な実施の促進に係る手続。

#### ii) 効果評価の取りまとめ

対策効果の評価及び評価結果の施策へのフィードバックに係る手続等。

### (3) 地域住民等への広報及び地域住民等の意見の反映に関する事項

主要施策を実施するに当たって、その円滑な遂行を図るため、地域住民等からの意見聴取及び反映の方法に関して定めるとともに、主要施策に対する理解や協力を得るためのPR活動の実施方法等に関して定めるものとする。

## 3 道路交通環境安全推進会議に対する連絡

道路交通環境安全推進会議においては、全国における安全な道路交通環境の整備に関する施策の進行管理及び効果評価を総括的に行うこととしているので、推進連絡会議においては、別途あらかじめ警察庁・建設省から連絡する事項を踏まえて主要施策について推進するものとし、その取組み結果について翌年度の7月末までに連絡するものとする。

また、以下の事項についても、道路交通環境安全推進会議に連絡するものとする。

- ① 推進プログラム
- ② 顕著な効果のあった施策

## ＜推進プログラム・モデル＞

### 1 推進プログラム策定の目的

「A 県における安全な道路交通環境の整備に関する推進プログラム（以下、「推進プログラム」という。）」は、警察及び道路管理者からなる A 県道路交通環境安全推進連絡会議の設置・運営、警察及び道路管理者が連携して行う安全な道路交通環境の整備のための主要施策（以下単に「主要施策」という。）についての計画、実施、評価の各段階における連絡調整の手続、地域住民等への広報及び地域住民等の意見の反映の方法等を定めることによって、A 県における安全な道路交通環境の整備を推進することを目的とするものである。

### 2 道路交通環境安全推進連絡会議等の運営

#### (1) A 県道路交通環境安全推進連絡会議

##### 1) 設置目的

「A 県道路交通環境安全推進連絡会議」（以下「推進連絡会議」という。）は、主要施策について適切な進行管理を行い、また、地域住民等への広報や地域住民等の道路交通環境に関する意見を主要施策へ反映させることを目的として設置する。

##### 2) 構成

推進連絡会議の構成は以下のとおりとする。

##### ＜推進連絡会議の構成＞

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| A 県警察本部  | 交通規制課長、交通管制課長            |
| 建設省地方建設局 | 工事事務所長                   |
| 〇〇道路公団   | 管理事務所長                   |
| A 県土木部   | 道路建設課長、道路維持課長、交通安全担当課長   |
| 政令指定都市   | 道路建設課長、道路維持課長、交通安全担当課長 等 |

##### 3) 事務局等

推進連絡会議の事務局は、A 県警察本部交通規制課及び建設省〇〇地方建設局△△工事事務所が共同でその任に当たるものとする。

また、県警本部〇〇、工事事務所△△が交互に議長を担当することとし、議長は会議を招集し主催する。

##### 4) アドバイザー会議及び道路交通環境安全調査委員会の設置

推進連絡会議とあわせて、アドバイザー会議及び道路交通環境安全調査委員会を設置する。

5) 推進連絡会議は〇〇年〇〇月〇〇日をもって設置する。

(2) アドバイザー会議

1) 設置目的

アドバイザー会議は、主要施策の実施に関する技術的助言、主要施策の効果評価に関する指導・助言、道路交通環境の安全を図るための新規施策に関する助言等を諮るため、設置するものである。

2) 構成

アドバイザー会議の構成は以下のとおりとする。

— <アドバイザー会議の構成> —

|         |              |
|---------|--------------|
| (交通工学)  | 〇〇大学工学部△△教授  |
| ( 〃 )   | 〇〇大学工学部△△教授  |
| (医学)    | 〇〇大学医学部△△教授  |
| (経済学)   | 〇〇大学経済学部△△教授 |
| (交通評論家) | △△           |
| (報道関係)  | 〇〇新聞 △△      |
| (その他)   | 交通安全団体会長△△ 等 |

3) 議長

会議には議長を置き、委員の互選によってこれを定める。  
また、議長は会議の円滑な運営と進行を総括する。

4) 事務局等

アドバイザー会議の事務局は、A県警察本部交通規制課及び建設省〇〇地方建設局△△工事事務所が共同でその任に当たるものとする。

5) アドバイザー会議は〇〇年〇〇月〇〇日をもって設置する。

### (3) 道路交通環境安全調査委員会

#### 1) 目的

道路交通環境安全調査委員会は、社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際に、必要に応じて、速やかに、当該箇所の道路交通環境の観点から事故発生の原因について調査・分析し、道路交通環境の改善策の立案等を行うことを目的として設置するものである。

#### 2) 構成

A 県道路交通環境安全調査委員会の構成は以下のとおりとする。

なお、高速道路における事故調査・分析を行う際には、必要に応じて、関係する他の都道府県警察本部の職員及び道路管理者を委員会の構成員に加える。

#### < A 県道路交通環境安全調査委員会の構成 >

A 県警察本部の職員  
建設省地方建設局工事事務所の職員 A 県土木部の職員  
○× 道路公団の職員  
○○ 大学工学部△△教授 (交通工学)  
○○ 大学工学部△△教授 (車両工学)  
○○ 大学医学部△△教授 (医学)  
交通事故総合分析センター△△研究員 (その他関係機関) 等

#### 3) 委員長

会議には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

また、委員長は会議の円滑な運営と進行を総括する。

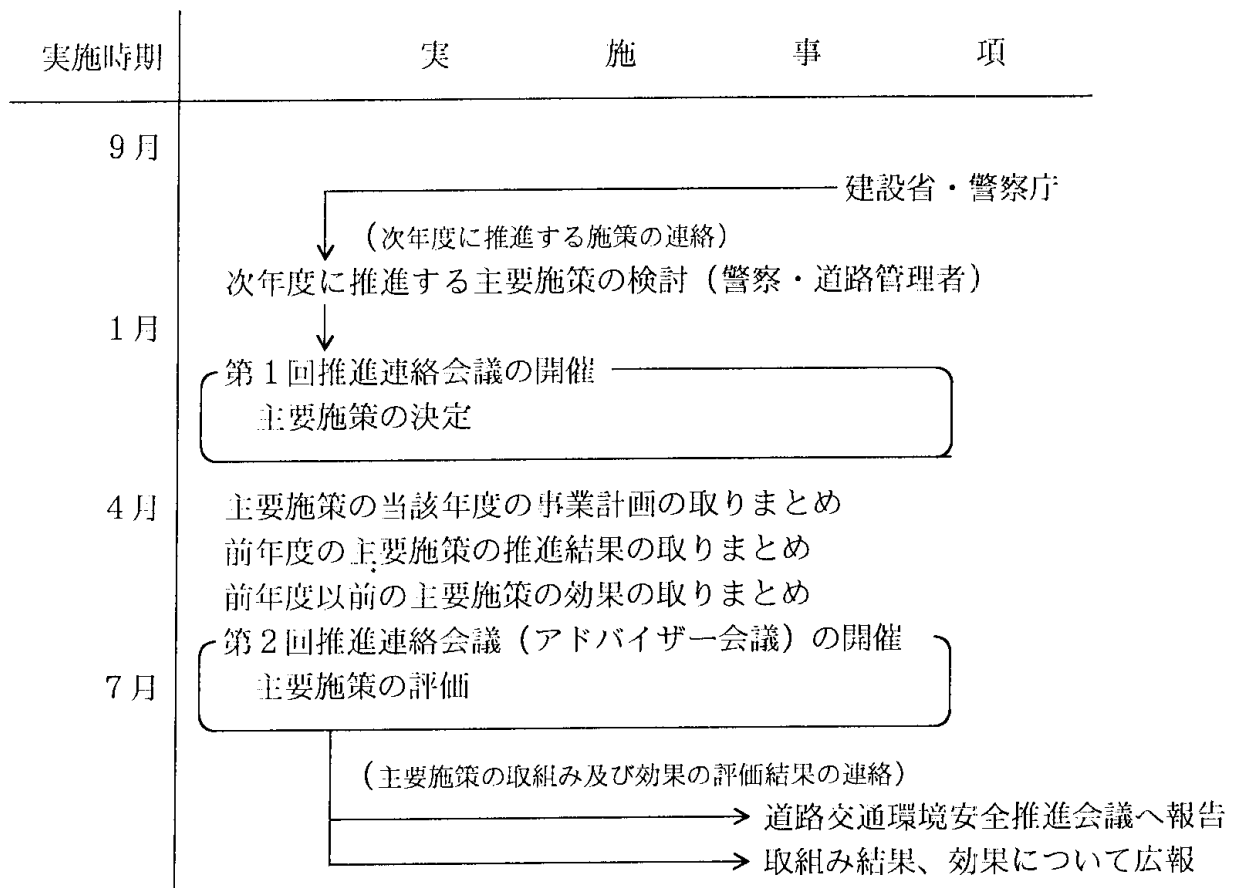
なお、構成委員以外に専門の知識を有する学識経験者等の意見を必要とする場合には、委員長は、当該学識経験者に出席を求めるものとする。

#### 4) 事務局等

A 県道路交通環境安全調査委員会の事務局は A 県警察本部交通規制課及び建設省○○地方建設局△△工事事務所（必要に応じて、A 県警察本部高速道路交通警察隊及び○×道路公団交通安全担当課）が共同でその任に当たるものとする。

5) A 県道路交通環境安全調査委員会は、平成○○年○○月○○日をもって設置する。

(4) 推進連絡会議、アドバイザー会議の基本的な年間開催スケジュール



## (5) 重大事故発生時の対応

### 1) 現地調査チームの指定

A県警察及び関係道路管理者は、重大交通事故の発生に備え、現地調査を担当する職員をあらかじめ指定し、担当者間での連絡体制を構築しておくこととする。

### 2) 重大事故の現地調査

A県警察及び関係道路管理者は、A県内において、社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した場合等、道路交通環境について調査する必要があると認めるときは、担当職員からなる現地調査チームを現場に派遣し、重大事故発生箇所の道路交通環境の実情等を調査させるものとする。

### 3) 道路交通環境安全調査委員会の開催

A県警察及び関係道路管理者は、現地調査チームによる調査結果から道路交通環境安全調査委員会を開催する必要があると認める場合にあっては、道路交通環境安全調査委員会を開催するものとし、その必要がないと認める場合にあっては、当該調査結果を記録し、相当な期間のうちに道路交通環境安全調査委員会に報告するものとする。

道路交通環境安全調査委員会においては、現地調査チームの調査結果を基に所要の道路交通環境の改善策を検討することとする。

また、委員会の委員は、分析に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 4) 対策の実施

A県警察及び関係道路管理者は、道路交通環境安全調査委員会における検討を踏まえ、緊密な連携のもとに、可能な限り速やかに改善策を立案・実施することとする。

### 5) 調査結果等の公表

道路交通環境安全調査委員会は、現地調査結果及び対応方針について、発生した交通事故の重要性を勘案しつつ、必要に応じて、公表することとする。



### 3 主要施策の実施方針

都道府県警察と道路管理者が連携して進める安全な道路交通環境整備の事業計画及び効果評価の取りまとめの手続は、次に定めるところによるものとする。

#### (1) 主要施策の決定

A県警察及びA県関係道路管理者が次年度に連携して推進する主要施策は、交通安全の長期計画に基づく施策や警察庁・建設省より連絡される施策のほか、A県の道路交通の状況を踏まえ、緊急に実施する必要がある施策をその対象とし、その内容を推進連絡会議で決定するものとする。

#### (2) 主要施策の事業計画の取りまとめ

推進連絡会議は、毎年度、主要施策の実施に先立ち、事業計画を取りまとめるものとする。事業計画は、別途定める様式に従い、個別の主要施策ごとに、主要施策を実施すべき理由、実施箇所、事業量及び実施に当たり地域住民等に対し配慮すべき事項等を定めるものとする。

ただし、主要施策の実施箇所、事業量等について、別途、計画等が定められている場合は、これを事業計画の一部とすることとする。

#### (3) 主要施策の実施

A県警察及びA県関係道路管理者は、相互に緊密な連携を図りつつ、事業計画に従い、主要施策を実施するものとする。

#### (4) 主要施策の評価

推進連絡会議は、アドバイザー会議に諮りつつ、前年度の主要施策の推進結果や講じた施策の効果について評価を行うとともに評価結果に基づく施策の改善方法について検討し、それらについて公表することとする。

### 4 地域住民等への広報及び地域住民等の意見の反映の方法

道路交通環境に関する地域住民からの日常的な問い合わせ等に適切に対応するため、外部からの窓口（組織、担当者等）を明確化し、広報することとし、当該窓口においては、機関相互の所掌事務に関する外部からの質問等についても、相互に緊密に連絡を取りながら、責任をもって適切に対応するものとする。

また、主要施策についての事業計画の作成等に当たっては、地域住民の意見反映の手順などを定め、各主要施策に住民の意見が反映されるよう努めることとする。

地域住民から、安全な道路交通環境整備についての理解を得ることは重要であることから、春・秋の交通安全運動時及びその他様々な機会を活用して積極的なPR活動を行うものとする。